

危機管理

第19条 市は、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために、市民、関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めなければならない。

解説

この条は、危機管理の方針として、災害などから市民の生命や財産を守るため、不断に市民や関係機関との連携・協力などによる危機管理体制を構築することを定めています。

近年、全国各地で地震や大雨などによる災害が発生し、大きな被害を出しています。それらの自然災害の被害を最小限に食い止めるため、危機管理体制の構築が求められています。

市は、災害を想定した訓練を行うため、警察や病院、町内会などの関係機



▲登別市総合防災訓練で町内会が参加した初期消火訓練

関の参加・協力を得ながら、総合防災訓練を行っています。

また、災害による被害を最小限に食い止めるためには、地域住民が自分たちのまちは自分たちで守るという自覚のもとに組織する『自主防災組織』などの活動が不可欠です。

職員

第20条 市は、時代の変化により生じる政策課題を解決するため、職員の政策形成能力の育成・向上を図る研修の充実に努めなければならない。

2 市は、職員が市民とともにまちづくりに参画する環境の整備に努めなければならない。

解説

この条は、市が時代の変化に対応できる職員を育成するため、政策形成能力などの研修を充実させることを定めているほか、職員は市民とともにまちづくりを進める使命があることから、市は、職員がまちづくりに参画できる環境の整備に努めることを定めています。

市民ニーズの変化や地方分権の推進により、市職員が職務を遂行するためには幅広い知識や政策形成能力が求められています。

地方公務員法では、職員にはその勤務効率の発揮や増進のために、研修機会を保障していますが、研修のみならず、自己研さんが必要であることは言うまでもありません。

ず、自己研さんが必要であることは言うまでもありません。



▲市職員研修

出資団体等

第21条 市は、出資や補助、事務事業の委託または職員を派遣している団体に対し、必要に応じて、当該団体の運営体制等に関する情報の開示を求めることができる。

2 前項の場合において、当該団体は市に協力しなければならない。

解説

この条は、市が出資などを行っている団体に対して、法で定めがある場合のほか、必要に応じてその団体の運営体制や事業展開、経営状況などに関する情報の開示を求めることができることにも、団体はその情報の提供に協力しなければならないことを定めています。

市は、市民ニーズに幅広く対応し、効率的な行政運営を行うため、事務事業の委託や関係団体の活動の支援を行っています。

第7章 議会の役割

議会の役割と責務

第22条 議会は、広い視野に立ちまちづくりの課題を明らかにし、自由に議論をするよう努めなければならない。

2 議会は、市民を代表して最終的意思を決定する議決機関として、市民の意思が市政の運営に反映するよう活動しなければならない。

3 議会は、市民のニーズに対応した政策立案に積極的に努めなければならない。

4 議会は、市の事務事業が公平・効率的に執行されているかどうか、市民の立場に立って監視し、けん制しなければならない。

5 議会は、議会改革に努め、議会の持つ情報を市民と共有できるように努めなければならない。



▲市議会定例会